

令和 4 年

上尾市教育委員会 5 月定例会 議案

議 案 名

議案第 2 1 号	上尾市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について -----	1
議案第 2 2 号	上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について -----	3
議案第 2 3 号	上尾市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について ----	5
議案第 2 4 号	上尾市人権教育推進協議会委員の委嘱又は任命について -----	7
議案第 2 5 号	上尾市民体育館及び上尾市平塚サッカー場指定管理者候補者選定委員会委員の委嘱又は任命について -----	9
議案第 2 6 号	上尾市学校運営協議会委員の任命について -----	1 1
議案第 2 7 号	上尾市幼児教育推進協議会委員の任命について -----	1 2
議案第 2 8 号	上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱又は任命について -----	1 3
議案第 2 9 号	上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則の制定について -----	1 5
議案第 3 0 号	上尾市平塚サッカー場管理規則の一部を改正する規則の制定について -----	1 8
議案第 3 1 号	令和 4 年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について -----	2 7

【 白紙 】

議案第 21 号

上尾市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出
について

上尾市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定めることにつ
いて、市長に意見を申し出る。

令和 4 年 5 月 25 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市立学校設置条例の一部を改正する条例

上尾市立学校設置条例（昭和 39 年上尾市条例第 11 号）の一部を次のよ
うに改正する。

第 1 条中「幼稚園、」を削る。

第 2 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

（上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例の廃止）

第 2 条 上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例（平成 27 年上尾市条
例第 12 号）は、廃止する。

（上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例の廃止に伴う経過措置）

第 3 条 この条例の施行前に上尾市立幼稚園で受けた子ども・子育て支援法
（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項若しくは第 28 条第 1 項第 1
号の規定による特定教育・保育（教育に限る。）又は同項第 3 号の規定に
よる特別利用教育に対する利用者負担額の徴収については、なお従前の例
による。

（上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関
する条例の一部改正）

第 4 条 上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償
に関する条例（昭和 43 年上尾市条例第 7 号）の一部を次のように改正す
る。

第 1 条中「幼稚園、」を削る。

提案理由

上尾市立平方幼稚園の園児がいないこと、園舎の一部が耐用年数を迎え使用できないこと等、上尾市立平方幼稚園を取り巻く状況を総合的に勘案して同幼稚園を閉園することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。

議案第 22 号

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めることについて、市長に意見を申し出る。

令和 4 年 5 月 25 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和 43 年上尾市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 第 2 項第 2 号中「7 万 3, 090 円」を「7 万 5, 290 円」に改め、同項第 4 号中「3 万 6, 500 円」を「3 万 7, 600 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第 7 条の 2 第 2 項の規定は、令和 4 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

提案理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、学校医等に対する介護補償の額を引き上げるることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。

議案第 2 3 号

上尾市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について
上尾市公民館運営審議会委員に下記の者を委嘱又は任命する。

令和 4 年 5 月 2 5 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

1 委嘱 [任期：令和 6 年 6 月 1 2 日まで]

選出区分	氏名	住所等	役職名等	備考
1 号委員	すが さとし 須賀 聡	上尾市愛宕在住	ボーイスカウト上尾市 連絡協議会会長	再任
	よこほり つるお 横堀 鶴雄	上尾市向山在住	上尾市文化団体連合会 会長	再任
	たかはし まさのぶ 高橋 政信	上尾市畔吉在住	上尾市美術家協会洋画 部会長	新任
	ふにゅう ようこ 舩生 養子	上尾市畔吉在住	女性フォーラムあげお 会長	再任
	たまこし よしひこ 玉越 敬彦	上尾市谷津在住	上尾市まなびすと指導 者バンク活動推進会議 副会長	再任
2 号委員	さかうし ふみこ 坂牛 文子	上尾市久保在住	上平地区母子愛育班会 長	再任
	わたなべ ひろこ 渡辺 裕子	上尾市平塚在住	上尾市 P T A 連合会 代表幹事	新任
3 号委員	こんどう ひろあき 近藤 博昭	上尾市本町在住	学識経験者	再任
	せきね としこ 関根 とし子	上尾市西宮下在住	学識経験者	再任
	やまお みえこ 山尾 三枝子	上尾市原市在住	学識経験者	再任
	きたがわ えつこ 北川 悦子	上尾市上在住	学識経験者	再任

2 任命 [任期：令和 6 年 6 月 1 2 日まで]

選出区分	氏名	住所等	役職名等	備考
1 号委員	みかづき けいこ 三日月 桂子	上尾市立芝川小学校在勤	校長	再任
	たけだ なおみ 武田 直美	上尾市立南中学校在勤	校長	再任

- 1号委員：学校教育及び社会教育の関係者
- 2号委員：家庭教育の向上に資する活動を行う者
- 3号委員：学識経験のある者

提案理由

上尾市公民館運営審議会委員の任期満了に伴い、上尾市公民館条例（昭和60年上尾市条例第8号）第11条第3項の規定により、委員の委嘱又は任命を行いたいので、この案を提出する。

議案第 2 4 号

上尾市人権教育推進協議会委員の委嘱又は任命について
上尾市人権教育推進協議会委員に下記の者を委嘱又は任命する。

令和 4 年 5 月 2 5 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

1 委嘱 [任期：令和 6 年 5 月 3 1 日まで]

選出区分	氏名	住所等	備考
2 号委員	ほんだ せいじ 本田 誠治	上尾市原市在住	新任
	こんどう ひろあき 近藤 博昭	上尾市本町在住	再任
	すどう だいじゅ 須藤 大樹	上尾市浅間台在住	新任
	とよだ けんすけ 豊田 健介	上尾市瓦葺在住	再任
3 号委員	よしざわ のりこ 吉澤 章子	上尾市中新井在住	再任
4 号委員	ふにゅう ようこ 船生 養子	上尾市畔吉在住	再任
	いのうえ れいこ 井上 禮子	上尾市瓦葺在住	再任
	せきもと まさひろ 関本 正弘	上尾市本町在住	再任
	すずき れいこ 鈴木 玲子	上尾市二ツ宮在住	再任
5 号委員	しばさき まさみ 柴崎 政美	伊奈町小室在住	再任
	そがべ のぶたか 曽我部 延孝	さいたま市北区在住	再任
	おおば れいこ 大場 玲子	上尾市中分在住	再任

2 任命 [任期：令和 6 年 5 月 3 1 日まで]

選出区分	氏名	住所等	備考
1 号委員	たきざわ ようこ 瀧沢 葉子	上尾市立大石北小学校在勤	新任
	おおさわ さとし 大澤 聡	上尾市立大石南中学校在勤	再任

- 1号委員：学校教育の関係者
- 2号委員：社会教育の関係者
- 3号委員：人権擁護委員その他人権にかかわる業務に従事している者
- 4号委員：人権にかかわる活動を行っている団体を代表する者
- 5号委員：識見を有する者

提案理由

上尾市人権教育推進協議会委員の任期満了に伴い、上尾市人権教育推進協議会条例（平成28年上尾市条例第7号）第3条第2項の規定により、新たに委嘱又は任命したいので、この案を提出する。

議案第 25 号

上尾市民体育館及び上尾市平塚サッカー場指定管理者候補者選定委員会委員の委嘱又は任命について

上尾市民体育館及び上尾市平塚サッカー場指定管理者候補者選定委員会委員に下記の者を委嘱又は任命する。

令和 4 年 5 月 25 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

1 委嘱 [任期：当該施設の指定管理者の指定をする日まで]

選出区分	氏名	住所等	役職名等	備考
1号委員	まつなが なおと 松永 直人	聖学院大学在勤	地域連携・教育センター准教授	新任
	ほそや ひろみつ 細谷 博光	関東信越税理士会上尾支部在勤	税理士	新任
2号委員	とおやま まさひろ 遠山 正博	上尾市スポーツ推進審議会委員	会長	新任
	なかむら せいじ 中村 清治	上尾市スポーツ協会委員	副会長	新任
	はぎわら やすひこ 萩原 康彦	上尾市スポーツ推進委員連絡協議会委員	会長	新任

2 任命 [任期：当該施設の指定管理者の指定をする日まで]

選出区分	氏名	住所等	役職名等	備考
3号委員	いしかわ かつみ 石川 克美	上尾市健康福祉部在勤	部長	新任
	おだ がわ ふみあき 小田川 史明	上尾市教育委員会事務局教育総務部在勤	部長	新任

【選出区分】

- 1号委員：指定管理者制度又は財務若しくは労務管理に精通した者
- 2号委員：指定管理者の候補者の選定に関し、教育委員会が必要と認める者
- 3号委員：市職員

提案理由

上尾市民体育館及び上尾市平塚サッカー場指定管理者候補者選定委員会委員の委嘱又は任命を行うため、上尾市公の施設の指定管理者候補者選定委員会条例（令和３年上尾市条例第１号）第４条第２項及び第１２条の規定により、この案を提出する。

議案第 26 号

上尾市学校運営協議会委員の任命について
上尾市学校運営協議会委員に下記の者を任命する。

令和 4 年 5 月 25 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

任命 [任期：令和 5 年 3 月 31 日まで]

上尾市立南中学校学校運営協議会委員

選出区分	氏名	住所等	役職名等	備考
1号委員	かねこ よしはる 金子 義治	上尾市堤崎在住	上尾市立南中学校 PTA会長	新任

【選出区分】

- 1号委員：対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- 2号委員：対象学校の所在する地域の住民
- 3号委員：対象学校の運営に資する活動を行う者
- 4号委員：学識経験者
- 5号委員：その他教育委員会が適当と認める者

提案理由

上尾市立南中学校に設置される学校運営協議会委員に欠員が生じたため、上尾市学校運営協議会規則（平成 30 年上尾市教育委員会規則第 5 号）第 7 条第 3 項の規定により、その後任として任命したいので、この案を提出する。

議案第 27 号

上尾市幼児教育推進協議会委員の任命について
上尾市幼児教育推進協議会委員に下記の者を任命する。

令和 4 年 5 月 25 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

任命 [任期：令和 5 年 3 月 31 日まで]

選出区分	氏名	住所等	役職名等	備考
2号委員	こぐれ 木暮 えっつこ 恵津子	上尾市立かわらぶき保育所在勤	保育所長 (上尾市立保育所所長連絡会会長)	新任
3号委員	いしだ 石田 けんいち 賢一	上尾市立平方幼稚園在勤	園長	新任

【選出区分】

- 1号委員：幼児教育に関し学識経験のある者
- 2号委員：市内に設置されている保育所において保育事業に携わる者
- 3号委員：市内に設置されている幼稚園又は認定こども園において幼児教育に携わる者
- 4号委員：市立小学校の校長を代表する者
- 5号委員：教育委員会が必要と認める者

提案理由

上尾市幼児教育推進協議会委員に欠員が生じたため、上尾市幼児教育推進協議会条例（令和 3 年上尾市条例第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により、その後任として任命したいので、この案を提出する。

議案第 28 号

上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱又は任命について

上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会委員に下記の者を委嘱又は任命する。

令和 4 年 5 月 25 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

1 委嘱 [任期：令和 6 年 3 月 31 日まで]

選出区分	氏名	住所等	役職名等	備考
2 号委員	ふじなみ よしひろ 藤波 由浩	上尾市畔吉在住	上尾市立大石南中学校 P T A 会長	新任
	やまもと よしひこ 山本 良彦	上尾市瓦葺在住	上尾市立瓦葺中学校 P T A 会長	新任
4 号委員	いとう ひろゆき 伊藤 裕之	上尾市上町在住	学校医	再任
5 号委員	くりはら けいすけ 栗原 啓佑	上尾市柏座在住	学校薬剤師	新任
6 号委員	いまい まみ 今井 真美	埼玉県鴻巣保健所在勤	埼玉県鴻巣保健所 担当部長	新任

2 任命 [任期：令和 6 年 3 月 31 日まで]

選出区分	氏名	住所等	役職名等	備考
1 号委員	むらた まさのり 村田 正則	上尾市立大石中学校在勤	校長	再任
	おおさわ さとし 大澤 聡	上尾市立大石南中学校在勤	校長	再任
	たけだ なおみ 武田 直美	上尾市立南中学校在勤	校長	再任
	さかい かずあき 酒井 一昭	上尾市立大谷中学校在勤	校長	新任
3 号委員	かわい ひろき 河合 弘樹	上尾市立太平中学校在勤	教諭	新任
	つかざき みずき 塚崎 瑞起	上尾市立上尾中学校在勤	教諭	新任
	おかむら かつゆき 岡村 克之	上尾市立大谷中学校在勤	教諭	新任

【選出区分】

- 1号委員：中学校の校長
- 2号委員：中学校PTA会長
- 3号委員：中学校給食主任
- 4号委員：中学校の学校医
- 5号委員：中学校の学校薬剤師
- 6号委員：保健所職員

提案理由

上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会委員の任期満了に伴い、上尾市立中学校給食共同調理場条例（平成4年上尾市条例第35号）第4条の規定により、新たに委嘱又は任命したいので、この案を提出する。

議案第 29 号

上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則の制定について
上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 4 年 5 月 25 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則

上尾市民体育館管理規則（昭和 55 年上尾市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「2 箇月」を「2 月」に改める。

第 9 条中「により、」を「を」に、「申請しなければ」を「提出しなければ」に改める。

第 10 条第 1 項中「利用料金の減額又は免除」を「教育委員会の承認」に、「ところによる」を「ところによりこれを行うものとする」に改め、同項第 1 号を削り、同項第 2 号中「5 割減額」を「2 分の 1 に相当する額の減額の承認」に改め、同号を同項第 1 号とし、同項第 3 号中「前 2 号」を「前号」に、「指定管理者」を「教育委員会」に、「5 割減額又は免除」を「2 分の 1 に相当する額の減額又は免除の承認」に改め、同号を同項第 2 号とする。

第 11 条中「により、」を「を」に、「申請しなければ」を「提出しなければ」に改める。

第 12 条を次のように改める。

（利用料金の返還の申請）

第 12 条 条例第 17 条ただし書の規定による利用料金の返還を受けようとする者は、上尾市民体育館利用料金返還申請書（第 12 号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

第 9 号様式及び第 11 号様式中「印」を削る。

第 12 号様式を次のように改める。

上尾市民体育館利用料金返還申請書

(宛先)

指定管理者

申請年月日 _____ 年 月 日

団体名(登録番号) _____

代表者

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

上尾市民体育館の利用料金の返還を受けたいので、次のとおり申請します。

許可年月日						
利用年月日	曜日	利用時間	利用施設	予定人数	利用料金	
1						
2						
3						
4						
5						
返還を受けようとする理由					合計利用料金	
利用料金	既に納付された利用料金の額			返還される利用料金の額		
備 考						

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、上尾市民体育館条例の一部を改正する条例（令和4年上尾市条例第13号）の施行の日（令和5年2月1日）から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の上尾市民体育館管理規則（以下「新規則」という。）第10条第1項の規定は、令和5年4月1日以後に上尾市民体育館の施設等（新規則第1条の2第1項に規定する施設等をいう。以下同じ。）を利用する場合の利用料金の減額又は免除について適用し、同日前に上尾市民体育館の施設等を利用する場合の利用料金の減額又は免除については、なお従前の例による。
- 3 新規則第12条の規定は、令和5年4月1日以後の利用料金の返還に係る申請について適用し、同日前の利用料金の返還に係る申請については、なお従前の例による。

提案理由

上尾市民体育館条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うほか、上尾市手数料・使用料等の適正化に関する基本方針に基づき利用料金の減免に関する規定を見直したいので、この案を提出する。

議案第 30 号

上尾市平塚サッカー場管理規則の一部を改正する規則の制定について
上尾市平塚サッカー場管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 4 年 5 月 25 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市平塚サッカー場管理規則の一部を改正する規則

上尾市平塚サッカー場管理規則（平成 18 年上尾市教育委員会規則第 4 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条中「上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「条例
第 11 条に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）」に改
め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の申請書は、利用しようとする日の属する月の 2 月前の月の初日か
ら利用しようとする日の前 3 日までに提出しなければならない。ただし、
指定管理者が特に事情があると認めた場合は、この限りでない。

第 3 条中「、又は」を「又は」に改める。

第 4 条中「教育委員会」を「指定管理者」に改める。

第 5 条ただし書中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、「許可」の次
に「（物品の販売及び宣伝その他これらに類する行為が地方自治法（昭和 2
2 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を必要とする場
合にあっては、教育委員会の当該許可）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 指定管理者は、前項ただし書の許可をするときは、あらかじめ教育委員
会の承認を得なければならない。

第 6 条を次のように改める。

（利用料金の納付）

第 6 条 条例第 14 条第 1 項の規定による利用料金の納付は、第 3 条の規定
による許可書の交付と同時に、これを行わなければならない。

第 8 条を削る。

第 7 条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第 1 項中「第 9
条」を「第 15 条」に、「使用料の減額又は免除」を「教育委員会の承認」
に、「ところによる」を「ところによりこれを行うものとする」に改め、同
項第 1 号及び第 2 号を削り、同項第 3 号中「減額」の次に「の承認」を加え、

同号を同項第 1 号とし、同項第 4 号中「前 3 号」を「前号」に改め、「免除」の次に「の承認」を加え、同号を同項第 2 号とし、同条第 2 項中「第 9 条」を「第 15 条」に、「使用料の」を「利用料金の」に、「上尾市平塚サッカー場使用料減額・免除申請書（第 5 号様式）」を「上尾市平塚サッカー場利用料金減額・免除申請書（第 6 号様式）」に、「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（指定管理者による利用料金の額についての承認申請）

第 7 条 指定管理者は、利用料金の額について条例第 14 条第 4 項の承認を受けようとするときは、上尾市平塚サッカー場利用料金承認申請書（第 5 号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

第 9 条を次のように改める。

（指定管理者による利用料金の減免についての承認申請）

第 9 条 指定管理者は、利用料金を減額し、又は免除することにつき条例第 15 条の承認を受けようとするときは、上尾市平塚サッカー場利用料金減額・免除承認申請書（第 7 号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

本則に次の 2 条を加える。

（利用料金の返還の申請）

第 10 条 条例第 16 条ただし書の規定による利用料金の返還を受けようとする者は、上尾市平塚サッカー場利用料金返還申請書（第 8 号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

（その他）

第 11 条 条例及びこの規則に定めるもののほか、平塚サッカー場の管理に関し必要な事項は、条例第 12 条に規定する指定管理者が行う管理の業務の範囲のうちにある事項については指定管理者が教育委員会の承認を得て定め、その他の事項については教育委員会が別に定める。

第 1 号様式中「上尾市教育委員会」を「指定管理者」に、「増使用料」を「増利用料金」に、「基本使用料」を「基本利用料金」に、「合計使用料」を「合計利用料金」に改める。

第 2 号様式中「上尾市教育委員会」を「指定管理者」に改める。

第3号様式中「上尾市教育委員会」を「指定管理者」に、「印」を「印」に、「基本使用料」を「基本利用料金」に、「増使用料」を「増利用料金」に、「合計使用料」を「合計利用料金」に改める。

第4号様式中「上尾市教育委員会」を「指定管理者」に、「印」を「印」に、「基本使用料」を「基本利用料金」に、「増使用料」を「増利用料金」に、「合計使用料」を「合計利用料金」に改める。

第5号様式及び第6号様式を次のように改める。

第5号様式(第7条関係)

上尾市平塚サッカー場利用料金承認申請書

年 月 日

(宛先)

上尾市教育委員会

所在地

指定管理者の名称

上尾市平塚サッカー場条例第14条第3項の規定により利用料金の額を次のとおり定めることについて、同条第4項の規定により承認を受けたいので申請します。

上尾市平塚サッカー場利用料金減額・免除申請書

年 月 日		(宛先) 指定管理者		ふりがな 団体名 _____ 住 所 _____ 氏 名 _____ T E L () —	
次のとおり利用料金の減額・免除を受けたいので申請します。					
利用日時	年 月 日 (曜)	午前1 午前2 午後 夜間1 夜間2	時から 時まで		
会場責任者	住所	氏名		TEL () —	
利用目的				利用予定人員 (人)	
利用施設	サッカー場(全面・半面)				
減額・免除の理由					
減額・免除の別及び金額		減額(円)・免除			
備考				処理欄	

第 6 号様式の次に次の 2 様式を加える。

第7号様式(第9条関係)

上尾市平塚サッカー場利用料金減額・免除承認申請書

年 月 日

(宛先)

上尾市教育委員会

所在地

指定管理者の名称

上尾市平塚サッカー場条例第15条の規定により利用料金を次のとおり（減額・免除）することについて、承認を受けたいので申請します。

上尾市平塚サッカー場利用料金返還申請書

年 月 日			
(宛先) 指定管理者			
ふりがな 団体名 _____ 住 所 _____ 氏 名 _____ T E L () —			
次のとおり利用料金の返還を受けたいので申請します。			
利用許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
利 用 年 月 日	年 月 日	利 用 施 設	
会 場 責 任 者	住所	氏名	TEL () —
利 用 目 的			利用予定人員 (人)
返 還 理 由			
利 用 料 金	既 に 納 付 さ れ た 利 用 料 金 の 額	返 還 さ れ る 利 用 料 金 の 額	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、上尾市平塚サッカー場条例の一部を改正する条例（令和4年上尾市条例第14号）の施行の日（令和5年4月1日）から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の上尾市平塚サッカー場管理規則第3号様式による上尾市平塚サッカー場利用許可書兼領収書及び同規則第4号様式による上尾市平塚サッカー場利用変更許可書兼領収書（この規則の施行の日においてこれらの許可書に記載された利用年月日が到来していないものに限る。）は、それぞれ、この規則による改正後の上尾市平塚サッカー場管理規則第3号様式による上尾市平塚サッカー場利用許可書兼領収書及び同規則第4号様式による上尾市平塚サッカー場利用変更許可書兼領収書とみなす。

（上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部改正）

- 3 上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成22年上尾市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号を次のように改める。

(9) 上尾市平塚サッカー場に関する事務のうち、次に掲げるもの

ア 事情により休場日を変更し、又は臨時に休場日を定めるとの指定管理者からの申出を承認すること。

イ 事情により利用時間を変更すると指定管理者からの申出を承認すること。

提案理由

上尾市平塚サッカー場条例の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいで、この案を提出する。

議案第 3 1 号

令和 4 年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について

令和 4 年度上尾市一般会計補正予算を次のように定めることについて、市長に意見を申し出る。

令和 4 年 5 月 2 5 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

歳出補正（教育費）

款	項	補 正 額	補正前予算額	補正後予算額
9 教育費	2 小学校費	57,039 千円	1,501,102 千円	1,558,141 千円
	3 中学校費	26,181 千円	702,020 千円	728,201 千円
	5 社会教育費	11,092 千円	751,336 千円	762,428 千円
	6 保健体育費	4,152 千円	1,537,259 千円	1,541,411 千円
	計	98,464 千円	4,491,717 千円	4,590,181 千円

提案理由

令和 4 年度上尾市一般会計補正予算（第 4 号）の教育に関する事務の部分の補正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。

(参考) 所属別事業別歳出補正額

● 教育総務課

(単位：千円)

事業名	補正額
小学校管理運営事業	57,039
10需用費	57,039
中学校管理運営事業	26,181
10需用費	26,181

● 生涯学習課

(単位：千円)

事業名	補正額
公民館管理運営事業	8,021
10需用費	8,021

● 図書館

(単位：千円)

事業名	補正額
図書館施設管理事業	3,071
10需用費	3,071

● 中学校給食共同調理場

(単位：千円)

事業名	補正額
中学校給食共同調理場管理運営事業	4,152
10需用費	4,152